

富山県建設国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に**感染した**ことで
収入が減少する方は、
保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、組合員が死亡し、又は重篤な傷病を負った組合員の方

⇒ **保険料を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症により、収入減少(※)が見込まれる組合員の方

⇒ **保険料の一部を減額**

※保険料が減免される具体的な要件

PCR検査で陽性となった組合員の事業収入や給与収入などが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○**保険料の減免額**は、保険料額に事業収入等に係る減少率に応じて下記の減免割合をかけた金額です。

減少率	減免割合
5 / 10以上	全額
5 / 10未満 3 / 10以上	1 / 2

【保険料が減免となる期間】

PCR検査で陽性判定を受けた月から令和4年2月までの保険料

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、所属の地域建築組合又は富山県建設国保組合にお問い合わせ下さい。

電話：076-428-8266 メールアドレス：tomiken@po.hitwave.or.jp

ホームページにも関連情報を掲載しております。